


所管部課	総務部 職員課	部長	阿部 晴彦																							
件名	部長職の給料の号給の決定に関する基準の一部改正について																									
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項																					
関係事項	条例規則	東大和市職員の給与に関する条例																								
	部課機関																									
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定された別表第1、行政職給料表（1）5級の号給数を4号給から3号給に改正したことに伴い、標記基準の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>別表第1 行政職給料表（1）5級</p> <p><現行></p> <table border="1"> <tr> <td>1号給</td> <td>479,100円</td> <td>部長及び議会事務局長以外の職（参事）</td> </tr> <tr> <td>2号給</td> <td>488,000円</td> <td>適用なし</td> </tr> <tr> <td>3号給</td> <td>494,000円</td> <td>1号給及び4号給以外の職（部長、議会事務局長）</td> </tr> <tr> <td>4号給</td> <td>508,900円</td> <td>総務部長、企画財政部長、その他市長が特に必要と認める職</td> </tr> </table> <p><改正後></p> <table border="1"> <tr> <td>1号給</td> <td>479,100円</td> <td>部長及び議会事務局長以外の職（参事）</td> </tr> <tr> <td>2号給</td> <td>494,000円</td> <td>1号給及び3号給以外の職（部長、議会事務局長）</td> </tr> <tr> <td>3号給</td> <td>508,900円</td> <td>総務部長、企画財政部長、その他市長が特に必要と認める職</td> </tr> </table> <p>(2) 施行日 平成31年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>東大和市職員の給与に関する条例に合わせた基準となる。</p>						1号給	479,100円	部長及び議会事務局長以外の職（参事）	2号給	488,000円	適用なし	3号給	494,000円	1号給及び4号給以外の職（部長、議会事務局長）	4号給	508,900円	総務部長、企画財政部長、その他市長が特に必要と認める職	1号給	479,100円	部長及び議会事務局長以外の職（参事）	2号給	494,000円	1号給及び3号給以外の職（部長、議会事務局長）	3号給	508,900円	総務部長、企画財政部長、その他市長が特に必要と認める職
1号給	479,100円	部長及び議会事務局長以外の職（参事）																								
2号給	488,000円	適用なし																								
3号給	494,000円	1号給及び4号給以外の職（部長、議会事務局長）																								
4号給	508,900円	総務部長、企画財政部長、その他市長が特に必要と認める職																								
1号給	479,100円	部長及び議会事務局長以外の職（参事）																								
2号給	494,000円	1号給及び3号給以外の職（部長、議会事務局長）																								
3号給	508,900円	総務部長、企画財政部長、その他市長が特に必要と認める職																								
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成30年12月4日 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の議決</p>																										
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>																										
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、基準の改定事務を進める。</p>																										
<p>5. 審議結果</p>																										

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。